

御影クラブ クラブ会則

第 1 条

1. 名称

- 1.1. このクラブはインターナショナル トレーニング イン コミュニケーション(以下、ITCとする)により承認され、その名称はITC御影クラブとし、ディビジョン IV、日本リージョンのカounスル No.2 に属する。
- 1.2. ブランドネーム この組織は POWER*talk* International をブランド名としてマーケティングする。

第 2 条

2. 目的

- 2.1 このクラブの目的は、ITCの目標および方針を実行することにある。
- 2.1.1 コミュニケーション能力と指導力の進歩的で質の高い訓練を通じて、自己向上の機会を与える。
- 2.1.2 ITC役員会の承認がある場合を除き、個人、他の組織、その見解、行動及び物品を保証しない。

第 3 条

3. 会員

3.1 構成

- 3.1.1. このクラブの会員は、正会員と賜暇会員を含む。
- 3.1.2. いかなる会員も人種、国籍、性別、宗教の制限を受けない。
- 3.1.3. 会員は、ITCへ払うべき1人分の会費、費用、および負担金を納めれば、同時に 2つ以上のITCクラブに属することが出来る。 2つ目以降の会員としては、要請があれば関係クラブ、カounスル、リージョンの会費、費用、および負担金を納める。
- 3.1.4. 会員は、上のレベルでは1つのクラブの代表となるのみである。
- 3.1.5. 名誉会員はおかないものとする。

3.2. 入会申込

- 3.2.1. 入会申込書は必要な会費及び費用と共に提出する。
- 3.2.2. 入会申込書を受理した次の例会でクラブの過半数の賛成をもって入会が許可される。 そしてその例会で新入会員を導入することができる。

3.3 会員の身分

- 3.3.1 正会員 正会員はITCおよびクラブの会費と費用を納め、必要な場合は、カounスル、リージョンの会費と負担金を支払い、クラブの活動に参加し、通常の役を引き受け、例会へ規則的に出席する。 正会員は有資格会員であり、正会員のみがクラブ例会での投票権を有する。
- 3.3.2 賜暇会員 正当な理由があればクラブの許可を得て一定の期間、賜暇会員となることが出来る。 賜暇会員はいかなるレベルの役員にもなることはできないし、また賜暇会員になった時点で属していた委員会、役職を辞任しなければならない。 賜暇会員はクラブの定足数に数えない。 発言や投票をしなければどの会合に出席しても賜暇会員の身分が無効になることはない。

3.3.3. 所属クラブの移籍 受け入れクラブの移籍資格条件に該当すれば、会員は他クラブへの移籍の申請ができる。移籍後、会員は最新の会員証を提出してITC会費納入済の証明をする。受け入れクラブはITC、リージョン、カウンスル、へ所定の用紙(マルチアクションフォーム)で移籍の報告をする。その会計年度は新たにITC会費を納入することなく移籍を完了する。

3.4 退会 会員はクラブを退会できる。

3.5 懲戒 クラブ会員の行為が、ITCの名称や評判を損なっていると考えられるとき、あるいはITCの利益に反し、軋轢を組織内に起こしていると考えられるとき、このような行為はこのクラブによって処理される。停権や除名は、次のレベルの役員会の2/3の表決で承認される。

第 4 条

4 会計年度と財務

4.1. 会計年度

クラブの会計年度は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

4.2. クラブは独立会計とする。

4.3. 年会費 クラブ年会費はクラブで定められ、常規に記載される
ただし:

4.3.1. ITCが定めた会員一人当たりの年会費は、8月1日又はそれ以前にITCに納める。8月14日で滞納となる。

4.3.2. リージョンが定め、認可された年会費をリージョンに納める。

4.3.3. カウンスル(カウンスルがある所)が定め、認可された年会費をカウンスルに納める。

4.3.4. クラブが定め、認可された年会費をクラブに納める。

4.3.5. ITCに納めた会費は全て返金も譲渡も出来ない。

4.4. 費用及び/あるいは負担金

4.4.1. ITC クラブはITCが定めたITC大会協力費を納める。

4.4.2. カウンスルとリージョン クラブは認可された費用及び/あるいは負担金を納める。

4.4.3. クラブ 会員は認可された費用及び/あるいは負担金を納める。

4.5. マニュアル

印刷したITCマニュアルは、新入会員が一般の年会費に加えてITCが定めた金額を納めることでITCから購入することが出来る。

4.6. 経費

役員及び常任委員会の経費は予算で定められ、項目別経費明細書の提示をもって、会計

から支払われる。

第 5 条

5. クラブの資格

5.1. 有資格クラブの条件

5.1.1. ITCで有資格であるためには、このクラブは次の会費と費用及び負担金を納めなければならない。

5.1.1.a 各会員に対する1名あたりの会費

5.1.1.b ITC大会協力費

5.1.1.c カウンシルとリージョンの会費と費用及び負担金(必要な場合)

5.1.1.d. ITCへ前年度の物品購入未納金、未納会費及び/または費用

5.1.2. 必要な会費及び費用を、滞納となる期日の8月14日までに納入すればその会計年度は有資格クラブとなる。必要な会費と費用の納入を、滞納となる期日以後に完了したクラブは、条件が整った時点で有資格となる。

5.1.3. 有資格となれば、クラブは以下の権利を有する。

5.1.3.a 上のレベルへ投票権を有する派遣員を送ること。

5.1.3.b 所属する会員が、上のレベルの役職に指名または選出されること。

5.1.3.c 所属する会員が、上レベルのスピーチコンテストに出場すること。

5.2 クラブ設立許可の返還 クラブは

5.2.1. このクラブがITCから脱会したり、第5条A項有資の条件に規定されている会費と費用及び負担金を1年間未納の場合、あるいは不法な会則を用いていることが分かった場合、ディビジョン副会長の勧告によりクラブは設立許可を取り消され、その名称に“ITC”を残すことは出来ない。

5.2.2. 資金の返還

クラブの設立許可証が返還される場合、クラブの会計に残ったいかなる資金も、リージョンに送られ、その国の法律に従って分配される。

5.3. 新設合併及び吸収合併

カウンシル会長、カウンシルのない地域ではリージョン会長、リージョンのない地域では該当するディビジョン副会長に申請した後、クラブは1つあるいはそれ以上のクラブと新設合併又は吸収合併することができる。この場合各クラブは予告後、新設合併又は吸収合併を承認する決議案を2/3の表決で採決しておかなければならない。各クラブの会計にある全ての資金は新しいクラブの会計に移される。

5.4 名称の変更

名称の変更は、ITCに申請して承認を受けなければならない。

第 6 条

6. 選出役員

6.1 選出役員

- 6.1.1. このクラブの役員は、会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、カウンスルへの派遣員1名とする。
- 6.1.2. すべての役員は、クラブが定める1年を任期として選出されるが、1つの役職を2年を超えて務めることはできない。
- 6.1.3. 役員は上記2に規定されているように務めるか、後任者が就任するまで、又は辞任、死去、もしくはクラブ会員による動議が通告され、2/3の表決で採択されて解任されるまで任期を務める。
- 6.1.4. 会計はITCのすべてのレベルに役員の変更を報告する。
- 6.1.5. クラブ役員はその任期中、カウンスルまたはリージョンの選出役員を兼任することはできるが、国際レベルとの兼務はできない。

6. 2. 選出役員の仕事

6.2.1. 会長は:

- 6.2.1. a すべてのクラブ及び役員会の会合の議長を務める。
- 6.2.1. b 役員会の承認を得てすべての常任委員長、議会法規役員を任命する。
- 6.2.1. c 必要に応じ、特別委員会、その他の役員を役員会の承認を得て任命する。
- 6.2.1. d 指名委員会以外のすべての委員会の職権上の委員となる。
- 6.2.1. e クラブが負担すべき経費支払いのために発行するすべての伝票に連署する。
- 6.2.1. f クラブの諸活動を監督する。
- 6.2.1. g 必要に応じてその他の任務を行う。

6.2.2. 第一副会長は:

- 6.2.2. a 会長が欠席の場合、又は会長の要請に応じて議長を務める。
- 6.2.2. b プログラム・教育委員会の委員長を務める。
- 6.2.2. c 必要に応じてその他の任務を行う。

6.2.3. 第二副会長は:

- 6.2.3.a 会員委員会の委員長を務める。
- 6.2.3.b 必要に応じてその他の任務を行う。

6.2.4. 書記は:

- 6.2.4.a クラブ及び役員会の会合の議事録を作成する。
- 6.2.4.b 会長あるいは役員会の指示に従い通信事務を行う。
- 6.2.4.c 役員会の活動と勧告を会員に報告する。
- 6.2.4.d 会員が2回連続して欠席した場合、会員委員会に知らせる。
- 6.2.4.e 照会のため、最新の会則と常規を所持する。
- 6.2.4.f クラブの決定により賜暇が認められたことや除籍されたことを本人に通知する。
- 6.2.4.g すべての書類及び重要通信物を保管する。
- 6.2.4.h 必要に応じてその他の任務を行う。

6.2.5.会計は:

- 6.2.5.a. 会費と費用を受け取り クラブ名の銀行又は郵便口座に預ける。
- 6.2.5.b. すべての収入及び支出を記録する。
- 6.2.5.c. クラブの承認を得たクラブの経費支払いのため、会長の連署を得て支払いを行う。
- 6.2.5.d. 例会ごとに項目別の収入と支出の報告書を準備し発表する
- 6.2.5.e. 8月1日又はそれ以前にITCへ会費とITC大会協力費、および役員名と会員名を書いた会員申告書を送る。
- 6.2.5.f. 新しく会員が入会すれば月割りで計算した会費と新入会員申告書を送る。
- 6.2.5.g ITCのすべてのレベルに役員の変更を報告する。
- 6.2.5.h カウンシルとリージョンに、必要な会費と費用を送る。
- 6.2.5.i 会計年度末及び／あるいはクラブや役員会からの要請があった場合に、会計監査のための帳簿と財務報告書を提出する。
- 6.2.5.j 予算・財務委員会の職権上の委員となる。
- 6.2.5.k. 必要に応じてその他の任務を行う。

6.2.6.カウンスルへの派遣員は:

- 6.2.6.a. カウンスルの会合及び活動においてクラブを代表する。

- 6.2.6.b. 要請に応じてカウンスル会合に参加する。
- 6.2.6.c. クラブの指示に従って、又はクラブの最大の利益を考えて投票する。
- 6.2.6.d. カウンスル会合の日程、予定、提案、議事決定事項、プログラム及び諸活動の情報をクラブに報告する。
- 6.2.6.e. 必要に応じてその他の任務を行う。

6.2.7.一般的任務

- 6.2.7.a. 各役員は年間報告書を作成する。
- 6.2.7.b. 各役員は永久保存用記録は、新会長の指示の下に8月1日までに後任者に引き渡す。

第 7 条

7. 指名と選挙

7.1 指名

選挙を行う遅くとも 2 回前の例会で、3 名により構成される指名委員会を選出する。指名委員会は選挙を行う 1 回前の例会で候補者名簿を発表する。

7.2. 会場からの指名

選挙を行う 1 回前の例会及び選挙当日の例会で、被指名者が出席している場合あるいは就任承諾があれば、会場から指名することができる。

7.3. 選挙

7.3.1. 役員選挙は会計年度末までに行う。

7.3.2. 選挙は無記名投票で行われるが、候補者が1つの役職に対して 1 名しかいない場合、議長はその候補者が選出されたことを宣言することが出来る。

7.4 欠員

会長が欠員になった場合は第一副会長が会長に就任する。他の役員の欠員は欠員発表の次の例会で特別選挙により補充される。

7.5 派遣員と代理人

7.5.1. カウンスル カウンスルへの派遣員がカウンスル会合に欠席の場合、クラブは代理人を送ることが出来る。

7.5.2 リージョンと ITC クラブはリージョンと ITC の年次大会のために 1 名の派遣員と 1 名の代理人を選出することができる。これらの派遣員と代理人はリージョン、ITC で定められた資格のある者でなければならない。

第 8 条

8. 任命役員

8.1 任命役員

このクラブの任命役員は議会法規役員とCLOとする。

8.2 任命役員の任務

8.2.1. 議会法規役員は:

8.2.1.a 要請に応じて会長及び会員に議事運営手順について助言する。

8.2.1.b 議事運営手順の訓練を指揮し監督する。

8.2.1.c クラブ役員会の要請に応じて役員会に出席する。

8.2.1.d 会則・決議委員会と協力してすべてのレベルの会則と常規を最新のものにしておく。

8.2.1.e. 必要に応じてその他の任務を行う。

8.2.2. 一般的任務

8.2.2.a. 各役員は年間報告書を作成する。

8.2.2.b. 各役員の永久保存用記録は、新会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

第 9 条

9. 会合と定足数

9.1. 会合

9.1.1 例会 クラブの例会は常規に記載されている場所と時間において開く。

9.1.2 特別会合 緊急の場合、会長または 2 名の役員の招集により、特別会合を開くことが出来る。ただし、全員に通知されていなければならない。

9.2 定足数 正会員の過半数をもってクラブの定足数とする。

第 10 条

10. 役員会

- 10.1. 構成 役員会は選出役員と直前会長(任意)とで構成される。
- 10.2. 会合 役員会会合は会長の招集で開催される。万一会長が招集しない場合でも、2名以上の役員で役員会を招集することができる。
- 10.3. 権限 役員会は：
- 10.3.1. 会則と常規、採用されている方針、クラブによって採択された指示に従って、クラブの業務を行う。
役員会は必要に応じて例会と例会の間に起きた事務事項を処理することまた勧告を提出してクラブに採択を求める。
- 10.3.2. リージョン会長を通して、また、オールクラブメーリングを含むITCのウェブサイトの会員のみがアクセスできるセクションについて、ITC との電子コミュニケーションに責任を持つ。
- 10.4 定足数 役員会はその過半数をもって定足数とする。

第 11 条

11. 委員会とその任務

11.1. 常任委員会 このクラブの常任委員会は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------|
| 1. 資格認証 | 6. 会員 |
| 2. 会計監査 | 7. プログラム・教育 |
| 3. 予算・財務 | 8. 儀典 |
| 4. 会則・決議 | 9. スピーチコンテスト |
| 5. 歴史・広報 | |

11.2. 常任委員会の任務

11.2.1 .資格認証： 資格認証委員会の委員長は、ITC 資格認証課程マニュアルに記載された方針に従って、資格認証プログラムを管理する。

11.2.2. 会計監査 会計監査委員会は：

11.2.2.a. 会計年度末及び／又はクラブや役員会の要請に応じて会計帳簿の監査を行う。

11.2.2.b. 会計監査終了後、報告書と監査済財務報告書を役員会に提出する。

11.2.3. 予算・財務 予算・財務委員会は：

11.2.3.a. クラブの予算をたて、クラブの承認を得るため、それを常規に定められているように提出する。

11.2.3.b. 年度半ばで予算を見直し、必要があれば修正を勧告する。

11.2.4.会則・決議 会則・決議委員会は：

11.2.4.a ITC 年次大会、リージョン大会、カウンスル会合で採択された結果生ずるあらゆる必須の変更をクラブ会則に加える。

- 11.2.4.b 第13条の条項に従って修正案をクラブに提出し、採決を求めそれに応じてクラブ会則を最新のものにする。
- 11.2.4.c ITC,リージョン及びカウンスル会則に対して提出された修正案を検討し、上記のそれぞれのレベルでクラブの派遣員がとるべき態度を決定するための勧告を報告する。
- 11.2.5 歴史・広報 歴史・広報委員会は：
 - 11.2.5.a. ITC により開発された広報プログラムを履行する。
 - 11.2.5.b. 特別行事会合を系統立てて計画する援助をする。
 - 11.2.5.c. 地元報道機関にクラブ活動の情報を提供する。
 - 11.2.5.d. 会員に広報に関する研修を行う。
 - 11.2.5.e. 1年間のクラブの諸活動の公式記録を作成する。
- 11.2.6 会員 会員委員会は：
 - 11.2.6.a. すべての入会申込書を受理する。
 - 11.2.6.b. クラブ会員状況の正確な記録を保持する。
 - 11.2.6.c. 新入会員の導入の準備をする。
 - 11.2.6.d. 会員の欠席理由を調べ役員会に知らせる。
 - 11.2.6.e. 新入会員獲得を会員に奨励する。
- 11.2.7 プログラム・教育委員会 プログラム・教育委員会は：
 - 11.2.7.a. 教育プログラムの実施計画を立てる。
 - 11.2.7.b. クラブのすべてのプログラムの準備に責任を持つ。
 - 11.2.7.c. 定まったクラブの手順に従ってプログラムを発表する。
 - 11.2.7.d. 永久ファイル用に参加者名を記録する。
 - 11.2.7.e. 新入会員の教育指導の責任を持つ。
 - 11.2.7.f. 照会のため最新の教育資料と ITC 物品販売カタログのファイルを保持する。
- 11.2.8 儀典 儀典委員会は：
 - 11.2.8.a. クラブ会合における儀典及び接待の責任を持つ。
 - 11.2.8.b. 会員に儀典に関する研修を行う。
- 11.2.9.スピーチコンテスト スピーチコンテスト委員会は：

ITC のスピーチコンテスト規則に従ってクラブのスピーチコンテストを行う。
但し、事情により行わない年もある。その期の役員会に任せる。
- 11.2.10. 一般的任務
 - 11.2.10.a. 各委員長は年間報告書を作成する。
 - 11.2.10.b. 各委員会の永久保存用記録は、新会長の指示の下に、8月1日までに後任者へ引き渡す。

第 12 条

12. 議事運営法の典拠

本会則又は ITC 会則に明記されていない手順及び議事法上のすべての疑問については、ロバート議事法新改訂版(最新版)が摘要される。(USA, カナダ、以外のクラブで、自国での一般的な議事運営法の典拠の使用が ITC 役員会から認められている場合は例外とする。)

第 13 条

13. 修正

- 13.1 クラブは上部レベルの会則と矛盾しない会則及び常規を採択し、それによって運営される。
- 13.2 本会則は修正案が前回議事例会で文書により提出されているか朗読されていれば2/3の賛成によりクラブ議事会議でいつでも修正することができる。
- 13.3 ITC 会則が修正されそれに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいは ITC 会則と矛盾が生じた場合は、本会則は ITC 大会の投票により採択された修正に従って自動的に修正される。

1990年	2月13日	採択	2000年	6月	修正
1993年	6月	自動修正	2002年	8月1日	ITC会則改正
1995年	9月12日	自動修正	2003年	8月1日	自動修正
1998年	9月8日	自動修正	2005年	9月	自動修正
1999年	9月1日	自動修正	2006年	6月	十進法表記に変換
			2007年	2月13日	修正
			2007年	9月	自動修正
			2010年	1月	修正
			2010年	3月	修正
			2011年	11月	自動修正

ITC 御影クラブ常規

1. 会合

- 1.1. 御影クラブの例会は毎月1回とし、第2火曜日 午前9:50より11:50とする。その他例外もあり得る。(但し7月、8月は休会)
- 1.2. 原則として日本語を使用する。
- 1.3. 例会の会場は、あらかじめ役員会より提案され決められる。
- 1.4. 年度末最後の例会において役員就任式を行う。

2. 会費

- 2.1. 正会員は下記の会費を7月31日までに会計に納める。

ITC 年会費 US\$90

リージョン	同	5,000円(会報代含)
カウンスル	同	4,000円(ニューズレター代含)
クラブ	同	10,000円

2.2. 新入会員

ITCの会則に従って年会費はクラブに会員の申請をした月から、例会数10回で分割して計算した会費を支払う。

2.3. お客様

お客様を同伴する時は、あらかじめ書記に通知し、ゲスト実費を支払う。ゲスト紹介者は会費納入及びすべての責任を持つ。

3. 旅費・大会登録日

- 3.1. クラブ会長とリージョン派遣員がリージョン大会に出席する場合は各々の交通費(上限5000円)が支給される。
- 3.2. リージョン派遣員の大会登録費はクラブから支給される。

4. 会員

- 4.1. 正当な理由を申し出ることなく2回続けて例会を欠席した正会員にはその人の会員としての資格が危うくなっていることを通知する。もし正当な理由を届け出ず続けて3回例会を欠席した場合には自動的に除名される。
 - 4.2. 賜暇会員の有効期限は最高1年間とする。
 - 4.3. 入会申し込み手続きは会員によって紹介された者が2回以上例会に出席した後入会を希望した場合、紹介者は例会において推薦の言葉を述べる。
 - 4.4. 慶弔時については本人およびその配偶者の場合のみ祝電、弔電を打って慶弔の意を表す。その他の場合は役員会に任せる。
5. 本常規の修正は、前もって通知されていない場合は2/3の賛成で、前もって通知されている場合は過半数の賛成をもって修正または廃止することができる。

2005.9.13	修正
2006.6	十進法表記変換
2006.11	修正
2007.9	修正
2011.3.9	修正